

○別杵速見地域広域市町村圏事務組合会計 年度任用職員の報酬等に関する条例

(令和元年11月15日)
条例第2号)

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項及び第204条第3項並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、同法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）に対する報酬、費用弁償、給料及び手当に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬等)

第2条 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員に対しては、報酬及び期末手当を支給する。ただし、当該職員のうち、任期が6月未満のものその他の任命権者が定めるものにあつては、期末手当は支給しない。

2 報酬の額は、月額、日額又は時間額で定めるものとする。

3 月額の報酬を受ける第1項の職員の報酬の基本額は、勤務1月につき、別表の区分による同表に定める月額に、その者について定められた1週間当たりの勤務時間を38.75で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を超えない範囲内で任命権者が定める基準により決定する。

4 日額の報酬を受ける第1項の職員の報酬の基本額は、勤務1日につき、別表の区分による同表に定める月額を21で除して得た額に、その者について定められた1日当たりの勤務時間を7.75で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を超えない範囲内で任命権者が定める基準により決定する。

5 時間額の報酬を受ける第1項の職員の報酬の基本額は、勤務1時間につき、別表の区分による同表に定める月額を21で除して得た数を7.75で除して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を超えない範囲内で

〔別杵速見三七〕

五二七の二

任命権者が定める基準により決定する。

- 6 報酬の額は、一般職の常勤職員の給与との権衡を考慮して予算の範囲内で任命権者が定めなければならない。
- 7 期末手当の額は、一般職の常勤職員の給与との権衡を考慮して、別府市職員の給与に関する条例（昭和32年別府市条例第27号。以下「市給与条例」という。）第16条第2項に定める額を超えない範囲内で任命権者が定めなければならない。
- 8 第2項から前項までに規定するもののほか、第1項の職員に対しては、一般職の常勤職員に支給される時間外勤務手当及び休日勤務手当に相当する報酬を任命権者が定めるところにより支給する。

（費用弁償）

第3条 前条第1項の職員が市給与条例第9条の4第1項の職員たる要件を具備するに至ったとき及び公務のため旅行したときは、それらの費用を弁償する。

- 2 費用弁償の額は、一般職の常勤職員に支給される通勤手当及び旅費の額との権衡を考慮して、予算の範囲内で任命権者が定める。

（給料等）

第4条 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員に対しては、給料、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当及び期末手当を支給する。ただし、当該職員のうち、任期が6月未満のものその他の任命権者が定めるものにあつては、期末手当は支給しない。

- 2 給料の額は、勤務1月につき、別表の区分による同表に定める月額を超えない範囲内で任命権者が定める基準により決定する。
- 3 給料の額は、一般職の常勤職員の給与との権衡を考慮して予算の範囲内で任命権者が定めなければならない。
- 4 期末手当の額は、一般職の常勤職員の給与との権衡を考慮して、市給与条例第16条第2項に定める額を超えない範囲内で任命権者が定めなければならない。

（支給）

第5条 会計年度任用職員の報酬、費用弁償、給料及び手当（第2条第1項及び前条第1項に規定する手当に限る。次条及び第7条において同じ。）の支給については、前3条に規定するもののほか、市給与条例第6条の規定を準用する。ただし、報酬の額を日額又は時間額で定める者に対する報酬は、その都度又は支給事由の生じた月の分を翌月10日以後に支給する。

(別杵速見地域広域市町村圏事務組合会計年度任用職員の報酬等に関する条例)

(減額)

第6条 会計年度任用職員の報酬、給料及び手当の減額については、一般職の常勤職員の給与の減額の例に準じて任命権者が定める。

(特例)

第7条 職務の特殊性等を考慮して任命権者が定める会計年度任用職員の報酬、費用弁償、給料及び手当については、第2条から前条までの規定にかかわらず、一般職の常勤職員との権衡を考慮して任命権者が決定する。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、任命権者が定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(別枠速見地域広域市町村圏事務組合会計年度任用職員の報酬等に関する条例)

別表 (第2条、第4条関係)

区分	月額
一般事務補助員、作業員その他の高度な資格又は専門的な知識、技術、経験等を要しない定型的な業務若しくは補佐的な業務を行う職	市給与条例別表第1行政職給料表に定める1級における最高の号給の給料月額

〔別枠速広三七〕

五二七の五